

# 救急医療体制を守るために

本市では、休日や夜間などの急な病気やけがなどに迅速に対応するため、症状などに応じて各医療機関が役割分担をして救急医療体制の維持に努めています。

近年、休日や夜間における「コンビニ受診」などが増加傾向にあり、このままでは救急医療の体制維持が困難となってしまうかもしれません。

「救急医療」の適切な利用について、考えてみましょう。



## 「コンビニ受診」

「平日は休めない」「日中は用事がある」などの個人的な理由で、緊急性のない軽症患者が夜間や休日に救急外来を受診する行為。

## かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」であれば、普段の体調や病歴、服薬などを把握した上で、診察や相談にのってもらうことができます。まずは気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」を持ちましょう。



## できるだけ診療時間内に受診しましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、あくまでも緊急の対応をするためのものです。

休日や夜間に受診する際は、診療体制が整った平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

## 「医療ネットみえ」を活用しましょう

けがをしたり、急病になったりしたとき、救急車を呼ぶほどではないが治療を受けたい場合は、まずは「かかりつけ医」に連絡をとりましょう。かかりつけ医が休診などで連絡がとれない場合には、「医療ネットみえ」をご利用ください。

### ■医療ネットみえコールセンター

☎059-229-1199 (要市外局番)

「今、診てもらえる医療機関」の案内を24時間いつでも受けることができます。

※インターネット、携帯電話による案内もあります  
(HP <http://www.qq.pref.mie.lg.jp/>)

## お子さんの急な病気やけがで相談したい場合は「みえ子ども医療ダイヤル」をご利用ください

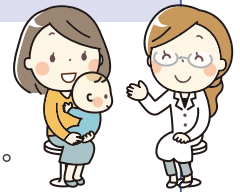
### ■みえ子ども医療ダイヤル

子どもの病気などの電話相談も受け付けます。

☎ # 8000

☎059-232-9955

毎日19:30～翌朝8:00



## 地域医療のこれからは地域住民にかかっています

現在、四日市市の救急医療は、非常に恵まれていると感じています。

しかし、この現状を当たり前と思って個人の事情だけで不適切な利用を続けると、医療の現場が疲弊し体制を維持できなくなり、ゆくゆくは市民の皆さんの不利益になってしまいます。

地域医療は一人ひとりの適切な医療機関の利用によって、守られます。

まずは、日頃からかかりつけ医の先生との関係をつくっておくなど、皆様のご協力をお願いします。



四日市地域救急医療対策協議会  
会長 山中賢治さん